

平成 23 年度科学・技術関係予算に係る優先度判定の 具体的進め方

平成 22 年 8 月 20 日

科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

総合科学技術会議は、「平成23年度の科学・技術に関する予算等の資源配分の方針」（以下「資源配分方針」という）を平成22年7月16日に決定した。我が国の科学・技術関係予算がこの方針に沿ったものとなるよう、優先度判定[※]については、以下の具体的実施内容に従って取り組むものとする。

※ 優先度判定：I. 2. (2)の新規施策に係る優先度判定及びI. 2. (3)の継続施策に係る優先度判定（優先・着実・減速の判定及び詳細な見解付け）をいう

I. 具体的実施内容

1. 全体ヒアリング

資源配分方針を踏まえた科学・技術関係施策の概算要求の基本的考え方、所管独法を含む重点化対象課題（資源配分方針Ⅱ. の重点化対象課題をいう。以下同じ）への対応をはじめ、以下につき、府省を単位としたヒアリングにより確認する。その結果を踏まえて、科学技術政策担当大臣・有識者議員が改善すべき内容について意見を述べ、資源配分について政策誘導を徹底する。なお、科学技術政策担当大臣、副大臣及び政務官は可能な限り、全体ヒアリングに参加するものとする。また、全体ヒアリングはプレス公開で行うとともに、ヒアリングの概要メモを作成し公表する。

(1) 府省について主な確認事項

- 平成 23 年度資源配分方針及び平成 22 年度予算を踏まえた、府省としての概算要求の基本的考え方（重点化対象課題への取組方針を含む）
- 昨年度の総括的見解（詳細な見解付け含む）への対応状況

(2) 研究開発法人・国立大学法人について主な確認事項

- 各研究開発法人（研究開発力強化法の別表に掲げる38の研究開発法人。以下同じ。）の次年度科学・技術施策の方向性
 - ・ 各府省の次年度の個別施策推進上の所管各研究開発法人の位置づけ・期待する役割（複数の研究開発法人がある場合はその役割）
 - ・ それを踏まえた次年度予算の全体像
 - － 金額規模の大きな新規施策（例えば10億円以上の施策）
 - － 大幅な規模の変動（例えば3割以上の増減）のある施策）
- 各研究開発法人の戦略的な目標と目標達成のための取組
 - ・ 中期目標・中期計画における重要施策（重点化対象課題含む）の位置付けと、これらの政策課題に対する重点化についての今後の法人業務への反映方法（工程

を含む)

- 平成 20 事業年度の「研究開発法人、国立大学法人等の科学・技術関係活動に関する把握・所見」への対応

【注】

国立大学法人及び大学共同利用機関法人における科学・技術施策の全体像について、文部科学省が取りまとめの上提出する、平成 22 年度の運営費交付金の要求概要により把握する。

なお、研究開発力強化法に挙げられている、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に向けた取組、若年研究者等の能力の活用を図る取組、人事交流の促進、外部資金の獲得努力など、研究開発法人の性格に応じた取組については、別途実施する「研究開発法人、国立大学法人等の科学・技術関係活動に関する把握・所見」において確認し、所見を述べる。

2. 個別施策についての優先度判定

各府省が概算要求を行う主要な個別施策について、以下の(1)により個別に必要な資料の提出を求めた上で、全体俯瞰図を用いるなどして、内容の精査を行う。さらに、ヒアリングをプレス公開で実施する。そして、施策の特性に応じ、優先度判定(2)～(3)参照)を行う。その際、施策の相対的比較により施策間の優先度の明確化に努める。また、一体的に審査することが必要と判断される施策については、一括した取扱いを行う。

(1) 対象となる個別施策

	個別施策	
	新規施策	継続施策
書類提出	・新規1億円以上 但し、重点化対象課題に係る施策は全て	・継続5億円以上、但し、AP施策は全て (注) 継続拡充施策(一部の実施内容を新規手法により拡充した施策含む)について、新規拡充分が5割(対前年度比)を超える施策については、拡充分を新規施策として資料を提出
ヒアリング	・原則として書類提出された全ての施策	・書類精査し、ヒアリング対象を選定
総合科学技術会議の対応	・ヒアリング実施の全ての施策について「優先度判定」を実施。但し、額に応じて優先度判定の対象外とすることもあり得る	・書類提出された全ての施策について「優先度判定」を実施

【注】

1. 科学技術政策担当大臣・有識者議員が必要と判断した施策は、予算規模に関わらず優先度判定を行う。また、同一府省の類似する施策については、一体的取扱いを行う。
2. 「AP施策」とは、科学・技術重要施策アクション・プランに位置づけた「施策パッケージ」の構成施策をいう。以下同じ。

3. 独立行政法人の運営費交付金による事業については、重点化対象課題に該当する施策について、優先度判定の対象とする。（平成 23 年度の事業内容（5. 参照）の提出が困難な場合でも、平成 22 年度において次年度以降継続して実施する予定のプロジェクトについては平成 22 年度の事業内容、平成 23 年度の活動方針を提出する。）
4. 大規模研究開発として別途事前評価を実施するもの、並びに防衛関係及び情報収集衛星関係の要求施策については、従来同様、優先度判定を行わない。
5. 対象となる個別施策について提出する資料には、施策の目的及び概要、達成目標及び達成期限、施策の重要性（所管行政の課題解決のための必要性を含む）、実施体制、全体計画（期間、資金投入規模・後年度負担）、国際的位置付け、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録状況を必ず記載することとする。
6. 当該施策が重点化対象課題に係る施策であるかどうかは科学技術政策担当大臣・有識者議員が判断するものとする。
7. 金額上、優先度判定の対象施策要件を満たしている場合でも、故障した機械の修繕といった、政策的な判断が不要と考えられる施策は、優先度判定及びヒアリングの対象外とする。

(2) 新規施策の優先度判定

①判定基準

以下の、施策の重要性、実施方法の最適性、資源投入規模の妥当性を中心に検討し判定する。

○施策の重要性

- ・ 国際的ベンチマークを踏まえ、新規性・独創性などの点で優れているか
- ・ 国として実施する必要があるか

○実施方法の最適性

- ・ 実施体制（研究開発のマネジメント体制、官民の役割分担を含む）が適切か
- ・ 研究開発終了後の実用化プロセスが明確か
- ・ 達成目標や達成期限が具体的かつ適切か
- ・ 研究推進上の阻害要因とその克服策を予め考慮した研究計画となっている
- ・ 所管行政の課題解決に有効な施策か

○資源投入規模の妥当性

- ・ 予算規模は適切か

②「優先度判定」の結果

新規施策については、次のとおり、S, A, B, Cの4段階にて判定する。

なお、優先して取り組むべき効果的な施策に資源が適切に配分されるよう、施策の相対的比較により施策間の優先度の一層の明確化に努める。

S：重点化対象課題に該当する施策のうち、目標設定が明確で効果的な実施体制が整備されるなど内容的に極めて優れ、特に重点的に資源を配分することで、積

極的に実施すべきもの。

- A：重要で、内容的にも優れた施策であり、重点的に資源を配分することで、着実に実施すべきもの。
- B：必要な施策であり、限られた資源を有効に活用して、効果的・効率的に実施すべきもの。
- C：必要な施策ではあるが、目標設定、ロードマップ、実施方法の一部が不適切なもの、或いは、資源投入の優先度が低く、実施すべきではないもの。

(3) 継続施策の優先度判定

①ヒアリング対象課題の選定

各府省の施策について、提出された資料に対する審査、必要に応じて政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）部局が実施する補完的調査により、各府省の施策内容を把握する。

その上で、以下に該当する施策など、ヒアリングの対象とする施策を選定し、ヒアリングを実施する。

- ・ 資源配分方針の重点化対象課題を踏まえるなどし、内容を充実した施策
- ・ 昨年度の優先度判定でC評価・減速評価を受けた施策、あるいは、要求額が大幅増になっている重点化対象課題に該当しない施策

②継続施策に係る優先度判定の方法

a. 優先・着実・減速の判定

科学技術政策担当大臣・有識者議員が資源配分方針の重点化対象課題に該当し、かつ効果的な施策をはじめ、優先して資源を配分すべきと判断した施策については、「優先施策」と判定する。「優先施策」と判定した施策以外の施策については、既存の実施計画に比して、着実・効率的に実施すべき施策、減速又は見直すべき施策を峻別する。さらに、以下に該当する場合に改善・見直し指摘を行う。

- ・ 研究開発の動向、社会ニーズの変化、国際情勢の動向、他の関連施策との関係を勘案して、優先して実施する必要がある、または、計画の見直しや縮減を行う必要があると判断した場合
- ・ 当該施策の進捗状況に課題があり、重要ではあるがそのまま推進することで期待される成果が得られず効果が薄いと見込まれる場合
- ・ 競争的資金については、科学・技術重要施策アクション・プラン（以下 AP と記す）のロードマップに沿った使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化の取組が不十分な場合

b. 基盤的施策への詳細な見解付け

予算規模が大きく重要性の高い基盤的施策（科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業、私学助成、大学施設整備）については、その重要性及び予算規模の大きさに鑑み、昨年度の見解に対する改善結果など、内容を詳細にチェックし、優先度が分かるようにメリハリをつけて改善事項・留意事項について指摘を行う。第3期科学技術基本計画の国家基幹技術に該当する施策についても同様の対応を基本とする。

また、科学技術振興調整費については、総合科学技術会議において決定した概算要求方針に沿った要求が行われているかを精査し、必要な指摘を行う。

(4) その他

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員）2の（1）の取り組むべき事項への対応についても確認する。

3. 優先度判定のプロセス

優先度判定の決定は原則として以下のプロセスにより実施する。

- ①上記 I の 2. の優先度判定の対象となる個別施策について、別紙の領域を基本として分類し、担当の有識者議員を決め、責任の所在を明確化
- ②各府省が要求した施策について、パブコメを行う。
- ③パブコメと並行して第一線の若手研究者に対し、優先度判定対象施策について意見照会し、コメントを求める。
- ④有識者議員が担当する個別施策にかかる書類審査、ヒアリングを実施する。（ヒアリングは、プレス公開とし、必要に応じて外部専門家の協力を得て実施する。その際、外部専門家の一部は第一線の若手研究者とする。また、プロセスにかかる透明性の確保に資するため、ヒアリング概要メモを作成・公表することとする。）
- ⑤パブコメ、第一線の若手研究者の意見照会及びヒアリングの結果を踏まえ、個別施策にかかる優先度判定の実施に向け、有識者議員相互で必要な調整を行う。
- ⑥その上で、有識者議員が担当領域の個別施策の優先度判定の原案を整理する。
- ⑦その原案について、科学技術政策担当大臣、副大臣、政務官、有識者議員が確認し最終案を作成し、必要な手続きを経て優先度判定を 10 月中に決定する。
- ⑧優先度判定の結果については決定後速やかに HP で公表し、直近の総合科学技術会議本会議に報告する。

II. その他留意事項

1. 科学・技術関係施策の範囲

各府省は、科学・技術を用いた新たな事業化の取組、新技術の実社会での実証試験、既存技術の実社会での普及促進の取組などについても、科学・技術関係施策として、積極的に位置づける。これらの予算は、基本的に「優先度判定」の対象とはしない。

2. 予算編成への反映

- ・各府省は、全体ヒアリングや優先度判定の結果を、予算編成過程において適切に反映する。
- ・総合科学技術会議は、財政当局と連携の上、資源配分方針が予算に明確に反映されるように努める。
- ・総合科学技術会議は、政府予算案の編成後（閣議決定後）、優先度判定の反映状況に関し、各府省（財政当局を含む）と意見交換を行い、その結果を次年度の予算編成プロセス（資源配分方針、優先度判定、AP）へ反映し、PDCA サイクルを徹底する。

平成 23 年度資源配分方針を踏まえた領域

資源配分 方針該当 部分	領域
1. (1)	グリーン・イノベーション
1. (2)	ライフ・イノベーション
2. (1)	基礎研究
2. (2)	人財強化 ^{※1}
2. (3)	豊かな国民生活基盤
2. (3)	産業基盤
2. (3)	国家基盤
2. (3)	共通基盤
2. (4)	イノベーション創出 ^{※2}
3.	競争的資金

※1 人財・理解等及び大学関係（施設整備、私学助成、テニユア含む）

※2 地域・産学官連携・知的財産等、社会還元加速プロジェクト関係、国際関係を含む